

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 5 月 2 9 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 1 0 号

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 1 7 年亀山市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年 6 月及び同年 1 2 月に支給する期末手当の額に関する特例措置）

6 令和 2 年 6 月及び同年 1 2 月に支給する議長、副議長及び議員の期末手当の額は、第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に 1 0 0 分の 6 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。